

報道関係者 各位

令和2年11月30日（月）

【照会先】

青森労働局雇用環境・均等室

室長 辺田 幸子

室長補佐(担当) 池上 寛

(直通電話) 017-734-4211

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～青森労働局では、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するための事業を全国的に実施することとしています。

令和2年6月1日に施行された労働施策総合推進法等において、事業主に対して職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けられました（中小企業は令和4年3月まで努力義務）。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止など防止対策の強化が盛り込まれました。

青森労働局（局長 ^{うけぞの} 請園 ^{きよと} 清人）においては、職場におけるハラスメントに関する相談等を受け付ける「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働局が総合的なハラスメントの相談窓口であることを広く県内に周知し、相談に対応します。

また、事業主等を対象に、ハラスメント防止対策の必要性及び法令に基づき雇用管理上講ずべき措置について理解を深めていただくための説明会を開催しています。

1 「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設（資料No.1）

期 間 令和2年12月1日（火）～令和2年3月31日（水）

相談内容 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等

相談窓口

青森労働局雇用環境・均等室 TEL 017-734-4211

青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階

受付時間

8:30～17:15（土日祝日除く）

電話又は来庁による

2 「ハラスメント悩み相談室」の周知（資料No.2）

厚生労働省（委託事業）では、夜間・土日に、職場でのハラスメントの悩み、困りごとについて、無料で相談に応じています。

電話相談 0120-714-864（月～金 12:00～21:00、土日 10:00～17:00）

メールでの相談も受け付けています。

3 パワーハラスメント対策等説明会の開催（資料No.3）

青森労働局では、令和2年11月から令和3年1月までの期間において、より働きやすい職場環境づくりとハラスメント防止対策を適正に講じていただくために、事業主、労務管理担当者などを対象とした説明会を開催しています。

*令和2年10月29日プレスリリース済み

【添付資料】

- 資料No.1 青森労働局「ハラスメント対応特別相談窓口」
- 資料No.2 「職場のハラスメント悩み相談室」（厚生労働省委託事業）
- 資料No.3 パワーハラスメント対策、同一労働同一賃金等説明会のご案内
- 資料No.4 みんなでNOハラスメント
- 参考 青森労働局に寄せられた相談件数の推移

ハラスメント対応特別相談窓口

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）

働く人も、企業の担当者も、就職活動中の学生もご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

青森労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせについてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

青森労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 017-734-4211

住所 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階



職場でのハラスメントに
悩んでいませんか？

ハラスメント 悩み相談室

相談
無料

マタハラ^等
妊娠・出産・
育児休業・
介護休業等に関する
ハラスメント

セクハラ
セクシュアル
ハラスメント

パワハラ
パワー
ハラスメント



電話相談

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



ナイヨハラス
0120-714-864



メール相談

24時間受付・5営業日以内に返信予定。
パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



新規
開設



電話相談 (事業主、人事労務担当者向け)

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方の相談はこちら

- 予約受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>
- 事前メールによる完全予約相談受付
- 1相談1回の弁護士による無料電話相談



職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

例えば、このようなことで
お困りではありませんか?



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代替りの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは?
- 必要があれば関係機関をご案内 など



参加無料！
開催日は裏面

パワーハラスメント対策、 同一労働・同一賃金等「説明会」のご案内

～青森働き方改革推進支援センターによる「出張相談会」も併せてご案内いたします～

パワーハラスメント防止措置や非正規社員の待遇の見直しなどの法改正に対する取組状況に応じ、青森労働局主催の「説明会」への出席や青森働き方改革推進支援センターによる「出張相談会」等の利用をご検討ください。各事業業主の進捗状況に応じたご希望や法改正に対する取組状況を確認させていただきたく、同封の「出欠確認票」を御記入の上、青森労働局雇用環境・均等室あてFAXにてご報告をお願いいたします。

パワハラ 対策

各QRコードより
解説動画も
ご活用ください！



【労働施策総合推進法】

令和2年6月1日から、パワーハラスメント防止措置を講ずることが事業主の義務となりました。パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化や相談体制の整備等が必要です。

※中小企業は令和4年4月1日から

同一労働 同一賃金



【パートタイム・有期雇用労働法】

令和2年4月1日から、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、正社員と非正規社員との間で不合理な待遇差を設けることが禁止され、事業主は、労働者からの求めがあれば「正社員との待遇差の内容や理由」などについて説明しなければなりません。

※中小企業は令和3年4月1日から

女性活躍



【女性活躍推進法】

令和2年4月1日から、一般事業主行動計画の数値目標の設定や女性の活躍に関する情報公表の内容が順次変わっております。また、令和4年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定や女性の活躍に関する情報公表の義務の対象が拡大され、労働者数101人以上の事業主が義務となります。

子の看護休暇 介護休暇

労働局ホーム
ページも
ご覧ください！



【育児・介護休業法】

令和3年1月1日からは、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇・介護休暇を時間単位で取得できるようになります。

※企業規模に関わらず全ての企業が対象

説明会等
申込み・
問合せ先



【主催】青森労働局 【共催】青森働き方改革推進支援センター

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階

TEL:017-734-4211 FAX:017-777-7696

「説明会」開催日時・場所

※当日は、マスク着用にご協力ください。

地区	開催日	時間	地区	開催日	時間
東青	11月6日(金)	13:30~ 15:00	東青	11月27日(金)	13:30~ 15:00
下北	11月10日(火)		中南	11月30日(月)	
東青	11月12日(木)		東青	12月2日(水)	
東青	11月17日(火)		三八	12月2日(水)	
上北	11月19日(木)		下北	12月4日(金)	
東青	11月25日(水)		東青	12月14日(月)	
西北	11月25日(水)		三八	12月16日(水)	

【会場】

東青：青森第二合同庁舎（青森市長島1-3-5）
 中南：弘前市総合学習センター（弘前市大字末広4-10-1）
 三八：八戸地方労働基準協会（八戸市根城8-8-155）
 西北：西北労働基準協会（五所川原市唐笠柳字藤巻495-3）
 上北：上北労働基準協会（十和田市西三番町3-17）
 下北：下北合同庁舎（むつ市金谷2-6-15）

※定員（各会場20名）
 になり次第
 締め切ります

「出張相談会」開催日・場所（開催時間は13:20~16:00です）

会場	日時
青森商工会議所（青森市新町1-2-18）	11月10日(火)、24日(火)
弘前地区労働基準協会（弘前市福田字福岡10）	11月11日(水)、19日(木)、25日(水)
黒石地区労働基準協会（黒石市大字前町40-5）	11月9日(月)、20日(金)、26日(木)
八戸地方労働基準協会 （八戸市根城8-8-155八戸市総合福祉会館4階）	11月4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水)
八戸商工会議所（八戸市堀端町2-3）	11月6日(金)、20日(金)
西北労働基準協会（五所川原市唐笠柳字藤巻495-3）	11月4日(水)、10日(火)、25日(水)
五所川原商工会議所 （五所川原市東町17-5商工会館5階）	11月19日(木)
上北労働基準協会（十和田市西三番町3-17）	11月5日(木)、12日(木)、19日(木)、27日(金)
下北地区労働基準協会（むつ市緑町18-58）	11月4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水)

12月以降も開催予定です！

青森働き方改革推進支援
センターHPでも開催日を
確認いただけます

<http://kenkyoukai.sakura.a.ne.jp/pg/01work.html>

◆問合せ先：青森労働局雇用環境・均等室

☎017-734-4211

パワーハラスメント対策、 同一労働・同一賃金等「説明会」

追加開催日時・場所

※当日は、マスク着用にご協力ください。

追加開催
します!!

地区	開催日	時間
上北	11月19日(木)	いずれも 10:30~12:00
西北	11月25日(水)	
中南	11月30日(月)	
三八	12月2日(水)	
三八	12月16日(水)	

【会場】

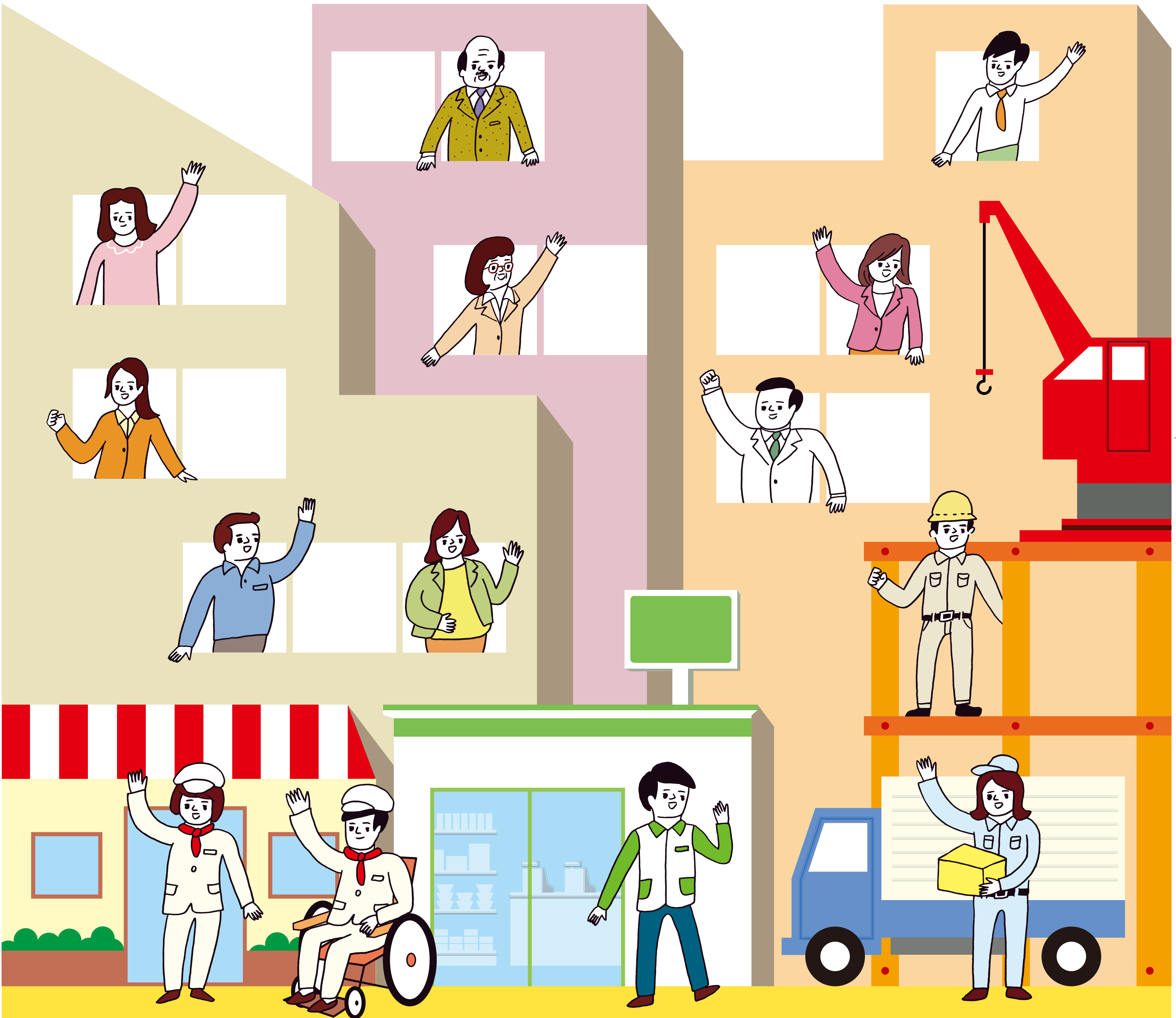
*定員(各会場20名)
になり次第
締め切ります

- 上北：上北労働基準協会（十和田市西三番町3-17）
西北：西北労働基準協会（五所川原市唐笠柳字藤巻495-3）
中南：弘前市総合学習センター（弘前市大字末広4-10-1）
三八：八戸地方労働基準協会（八戸市根城8-8-155）

◆問合先：青森労働局雇用環境・均等室

☎017-734-4211

みんなであい NO ハラスメント



2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

NO あかるい職場応援団

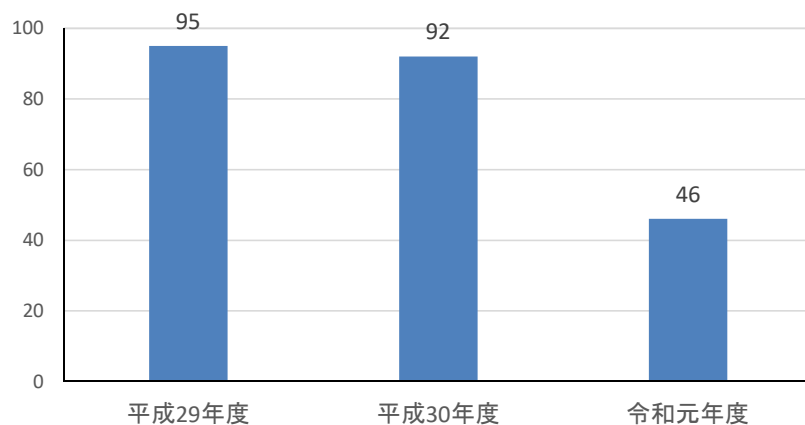
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>
ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**



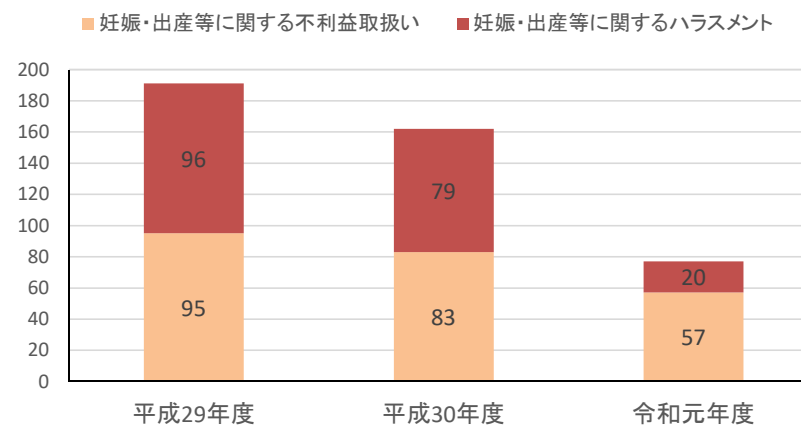
青森労働局に寄せられた相談件数の推移

参考

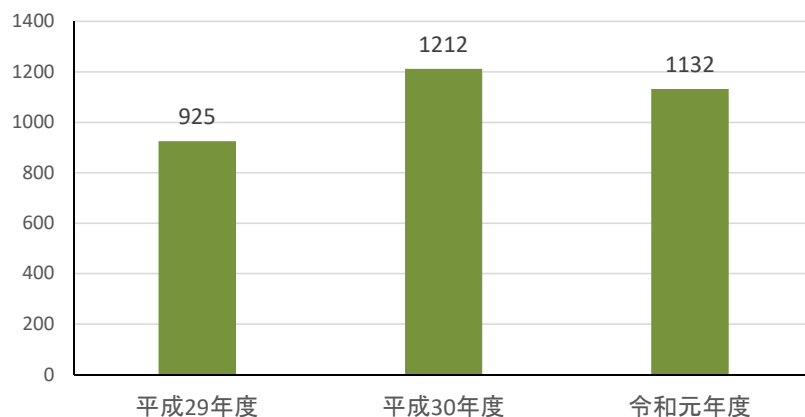
セクシュアルハラスメントの相談件数



妊娠出産等に関する不利益取扱い、 ハラスメントの相談件数



いじめ・嫌がらせの相談件数



※セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関する不利益取扱い、ハラスメントの相談件数についての留意点
○労働者からの相談だけでなく、企業からの相談（法律についての問い合わせやどのような対策をとれば良いか）等も含まれているため、単純にハラスメントが生じた件数にはならない。